

国会議員 _____ 様

原子力政策・消費者保護等に関する
要 望 書

要望事項

1) ベトナム原発受注の条件を公開して下さい。

ベトナム側の条件、特に使用済み燃料を含む放射性廃棄物処理と資金の貸付回収、条件不履行の場合の補償などについて明らかにして下さい。使用済み燃料を六ヶ所再処理工場で引き取ることにならないか等心配されます。国会で論議し慎重に進めて頂きたい。

2) 食品中の放射性物質の基準値を決めて下さい。

廃原子炉から発生する廃棄物をクリアランスできる制度が実施され5年経過し、今年は研究・医療廃棄物もクリアランスされる法案が国会を通過してしまいました。放射性廃棄物が環境へ放出される時代になりました。

消費者特に子どもたちを守るため、平常時における食品中の放射性物質の摂取限度を制定して下さい。審議にあたっては世界の模範となるように、原子力産業関係の学者は除き、人々の健康を守る公正中立な医学や生物や食品学者そして消費者代表を委員に選び決定して下さい。

3) 環境基本法第13条の具現化をお願いします

環境基本法第13条（放射性物質による大気の汚染等の防止）では「放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染の防止のための措置については、原子力基本法その他の関係法規で定めるところによる」とあります。しかし原子力基本法には、この条項を具現化する条項がありません。40年もの間なおざりにされてきました。環境汚染防止のための措置を具現化して下さい。

4) 原子力関連審議会委員に消費者や環境市民団体の代表を加えて下さい。

* 人々や生き物が天恵の自然に恵まれたこの国で末永く安心して暮らせるためにご尽力をお願いします。

提出団体 ◎三陸の海を放射能から守る岩手の会 岩手県盛岡市

◎花とハーブの里 青森県上北郡六ヶ所村

◎福島老朽原発を考える会 東京都新宿区

* 連絡先 三陸の海を放射能から守る岩手の会

020-0004 岩手県盛岡市山岸 6-36-8

世話人 永田文夫 電話・fax 019-661-1002